

犬・猫へのマイクロチップの装着に要する施術費を補助します。

マイクロチップ装着を推進することにより、保護収容した犬又は猫を速やかに飼い主に返還するためマイクロチップ装着が努力義務となっている飼い主に対して施術費用を補助します。

【補助額】

マイクロチップ装着に要する施術費用の 10/10（上限 5,500 円）

※同一年度に1世帯2匹まで

※補助予定件数は、全体で150匹程度。（令和5年度分予算がなくなり次第終了します。）

【補助対象】

○市内に住所を有する犬又は猫の飼い主であること。

○犬については、狂犬病予防法に基づき登録され、注射済票の交付を受けていること。

○世帯全員が市税の滞納がないこと。

【申請方法】

○総社市電子申請システムによる申請

電子申請用QRコード 総社市ホームページ QRコード

○総社市環境課窓口で申請（清音出張所内）

※申請は施術前に行うこと。

※申請書は総社市ホームページからもダウンロードできます。



【添付書類】

マイクロチップ装着に要する施術費の額を証する書類（見積書等）

【申請から交付までの流れ】

① 施術前に電子申請 or 環境課窓口（清音出張所内）で申請してください。

② 審査後、交付決定通知を郵送します。（実績報告書、請求書の様式も一緒に送ります。）

③ 決定通知受け取り後、交付決定の日から起算して30日を経過する日までに動物病院で施術してください。

※施術後は環境大臣指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会へマイクロチップ情報の登録をお願いします。

④ 施術後、実績報告書及び請求書を提出してください。

※施術の日から20日以内又は3月31日のいずれか近い日までに提出してください。

⑤ 補助金は、3週間程度で指定の口座へ振り込みとなります。

【受付期間】

令和6年2月29日までに申請してください。

【申請先、お問い合わせ先】

総社市役所 環境水道部 環境課 環境係

総社市清音軽部 1135 番地 TEL (0866) 92-8339